

ごみの減量化と有料化

問 財政状況が悪化したツケを、ごみ有料化により市民に押し付けることにならないか。また、市民の全面的な協力を得た抜本的な生ごみ減量施策が必要と考えるが、当局の見解は。

答 ごみの有料化は、行革断行プラン以前からの検討事項であり、ごみの排出量に応じた市民負担の公平化やごみの減量化による施設の寿命をのばすこととごみ処理費の削減、さらには地球温暖化問題につながると考えている。

また、生ごみ対策について食べ物を含む「もの」を大切にする気持ちを高めるような啓発事業や環境教育を拡大し、市民にご理解とご協力を求めながら、ごみの発生抑制に目的を置いた施策の展開を図ること、ごみ処理費の軽減につなげていく。



▲ごみ拾いに励む市民(青野ダム周辺)

コミュニティ・ビジネス

問 コミュニティ・ビジネスの振興を図るために、今後、関係部署との連携をどのように進めるのか。また、

市民活動の支援の観点から、明確な位置付けが必要であると考えるが。

答 対象分野が、多方面にわたるため、庁内をはじめとする関係部署との横断的な連携が必要不可欠である。市民活動が自立するためには、地域の課題やニーズ、それを解決する地域の資源の実態把握などが必要である。今後これら重要な役割を担う中間支援組織への支援を進め、これまで行政が担ってきたまちづくりの分野や各事業を市民活動団体と協働で行うなど、事業委託化に向けた取組みを進めていきたい。

いずれにしても市民が市民を支援する仕組みの中で、市民活動団体が自立する活動こそが、まちづくりを担うコミュニティ・ビジネスであると考えている。

また、団塊の世代の退職者の増加が見込まれることからシニア世代の経験や知識は、貴重な地域の資源である。今後このシニア世代が積極的に地域活動にかかわり、まちづくりの活性化につなげていけるよう関係機関と連携を図っていきたい。

戸籍の不正取得

問 興信所と行政書士の結託による戸籍謄本などの大量不正取得事件について、三田市ではどのような対策をとっているのか伺いたい。

答 戸籍謄本等の不正取得事件発覚後の本市の対応は、請求者やその使者である事務員等の身分証明書の提示と確認、統一請求様式の使用目的などの記載内容のチェックの厳格化、郵送に

よる請求の取扱いの強化など、有資格団体である8業種に対して通知し、その対応の徹底を行っている。

また、窓口事務にかかわる職員の研修を継続して実施し、今年5月からは「なりすまし」による不正請求や個人情報保護のため、窓口を利用するほぼすべての方に本人確認書類の提示を求め、不正取得の防止対策に万全を期している。

今後の対策としては、有資格団体8業種に対する人権啓発や不正取得された被害者への救済など解決しているが、事件の背景となっている戸籍謄本等の不正取得や身元調査などを許さない、また必要としない人権意識を市民が持つような人権尊重のまちづくりをより一層推進していきたい。

景観条例

問 本市では、平成16年に「三田市都市景観形成基本計画」を策定した。推進方策による条例制定を早期にすべきと考えるが、今後の進め方について伺いたい。

答 三田市都市景観形成基本計画は、まちづくりにおいて目指すべき景観像を掲げ、市民、事業者、行政が一体となって景観形成を実現していくための指針である。今後、景観施策を展開するためには、市が景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画の策定をしなければならぬ。現在、その策定に向けての準備作業を進めているところである。

景観計画では、景観区域ごとの個性と魅力を守り育

てるための行為の制限、行為認定の審査手続、重要建造物の指定、管理などを定めることができる。

この景観計画を運用するため、制定するのが景観条例であり、景観条例は「景観計画区域内における良好な景観の保全」という価値判断や事業者及び住民の責務のつとめて、建築物などの行為について制限を課すこととなる。

したがって、景観計画策定、条例制定を行うためには行政と住民の協働は不可欠であり、十分な理解と賛同を得る必要があると考えている。



▲農村景観の保全を(高平地区)

第2テクノパーク

問 事業中止となった第2テクノパーク計画について、市としてどうしようと考えているのか伺いたい。

答 都市再生機構による第2テクノパーク事業については、本年2月に開催された同機構の事業評価監視委員会の審議により中止となったが、今後の土地利用については現在も継続して同機構との調整を進めている。

市が機構から土地を取得して開発を行うことは考

えていないが、高速道路網の結節点という利点を生かした産業団地として生産、流通、研究開発機能の立地を促進し、もって雇用の確保を図る必要があると考えている。都市再生機構とともに立地企業の需要動向、民間活力の導入、リスクの回避方法など協議を進めている。

今後も引き続き国や県あるいは関係機関からの提案や支援をいただきながら、開発手法など事業の具体化に向けた調査研究を進めていきたい。

出資団体の点検評価体制

問 これまで用地を先行取得するうえでメリットがあった三田市土地開発公社であるが、今後、公社の存在理由も精査する中で公社のあり方も検討する時期にきている。都市施設整備管理公社も含め、公社のあり方を伺いたい。

答 まず、市土地開発公社のあり方については、かつての地価が上昇している時期における先行取得のようなメリットはないが、今なお地価が変動している状況や国の補助金などが厳しい状況下において、公共事業における用地取得についても、公平性の確保や迅速な対応が求められることが今後も予想される。また一方、公社保有地の適正な処分も急がなくてはならないので、もう少しばらばら公社を存続していく必要がある。

次に、財団法人三田市都市施設整備管理公社であるが、現在、公の施設の管理運営とともに、市から受託している緑化事業の適切で効

率的な手法についても庁内で検討を行っている。このような状況の中で、公社独自の自主的の事業を展開することは困難と考えており、これらの検討結果を経て最終的に判断しなければならぬと考えている。が、公募による指定管理制度の導入の関連もある中で、時期的にもこの秋には今後の方向性を決定したい。

雇用施策

問 市財政健全化のためには、若者を中心とした雇用施策が不可欠である。就職前や転職にあたり、勤労者の実践的な研修所が必要と考えるがどうか。

答 現在、短期の試行的雇用により企業と労働者の相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきつかけづくりを図ることを目的とした厚生労働省のトライアル雇用事業が実施されている。この事業では、求職者にとっても企業の求める適性や能力、技術を実際に体験することができ、またトライアル雇用中に努力すること、その後の本採用などに道が開かれることから、勤労者の実践研修所と同様の効果が期待できる事業と考えている。

ハローワーク三田出張所では、求職者との相談の中で、就職のためにトライアル雇用を経ることが適当だと思われる方を企業に紹介している。

研修所の設置となると、相当な経費を要するため、現時点では困難であり、ハード整備よりもソフト事業と

して「トライアル雇用事業」の活用によって若者や転職希望者の対応を図っていきたい。



▲三田建設技能研修センターでの研修風景(武庫が丘)

その他の一般質問項目

- 地域の安全について
- 「いきいき教室」の実施について
- 行革断行プランについて
- 行革断行プランと市の広報活動について
- 学校給食費の未収について
- 三田市人材育成基本方針の取組について
- 指定管理者の情報公開を充実することについて
- 健康推進について
- 公職や公的団体から、市が受けた提言・要望等の処理について